

建物貸付契約書

貸付人 砂川市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産（以下「施設」という。）の貸付契約を締結する。

（貸付施設）

第1条 貸付施設は、次のとおりとする。

所在地 砂川市吉野1条南7丁目2番21号
区分 建物（セラミックブロック造 2階建）
数量 土地 219.54 m²
建物 106.15 m²

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（貸付料及び貸付料の納入）

第3条 貸付料は、日間で 円とする。なお、貸付料は甲の発行する納入通知書により、契約日に指定金融機関に納入しなければならない。ただし、契約日が指定金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を納入期限とする。

（入居の立会い）

第4条 乙は、施設の貸付料を納入後、入居するにあたり、甲の立会いのもと施設の設備・備品などについて確認を行うこととする。

（使用目的）

第5条 乙は、「すながわ お試し暮らし」の居住の目的として使用する。

（費用負担）

第6条 施設の使用に伴う電気、上下水道、ガス、灯油などの費用は、すべて乙の負担とする。

（維持管理）

第7条 乙は、この施設を借受の目的に従って使用し、善良な管理者の注意をもって維持保全するものとする。

2 乙は、承諾を受けずに施設の原形を改変し、又は故意に因ってこれを荒廃に帰したときは、甲が請求する損害を賠償しなければならない。

（使用上の制限）

第8条 乙は、施設を甲の承諾を得ないで第5条の目的以外に使用し、又はこの施設の使用権を他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。

（第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第9条 乙は、この施設の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、損害を及ぼした場合は、乙の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建物貸付契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に関する契約の相手方が(2)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が(2)から(5)までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(明渡し)

第11条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除した場合には、甲の指示に従い乙の負担において施設を指定する期日までに原状回復して甲に明け渡さなければならない。

(立ち入り)

第12条 甲は、物件の保全、衛生、防犯、防火その他管理上救急を要するときは、乙の承諾なしに物件に立ち入ることができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害に対し賠償の責務を負うものとする。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に疑義があるときは、当事者協議のうえ定めるものとし、協議がととのわないときは、甲の解釈によるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住所 砂川市西6条北3丁目1番1号
貸付人（甲）

氏名 砂川市長 善岡 雅文 ㊟

住所
借受人（乙）

氏名 ㊟